

令和7年第2回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月26日(水) 午前9時30分 ~ 午前10時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 19名

会長 19番 畑 雄二

会長職務代理 18番 田中政幸

委員 1番 安藤直樹 2番 千葉芳枝

3番 五十嵐勝 4番 山田和正

5番 長谷川彰徳 6番 岩間秀一

7番 貞廣樹良 8番 赤澤良一

9番 伊藤貢三 10番 峯崎光行

11番 鈴木英昭 12番 吉田彰

13番 中澤裕幸 14番 土屋典昭

15番 太田秀樹 16番 鈴木孝典

17番 白木義一

欠席委員 (名)

4 説明員 山下事務局長・長江農業振興係長・佐藤主事

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般報告

第4 報告第1号 現況証明書交付報告の件

第5 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の件

第6 議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画決定の件

令和7年第2回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和7年第2回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号5番長谷川彰徳委員、6番岩間秀一委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定ですが、今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委員長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、報告第1号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました報告第1号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。 このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適當と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。
議長	(議案朗読省略) なお、調査場所につきましては、報告第1号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
委員長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。 これに、ご質問ございませんか。
長江係長	(なしの声) ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。 つぎに、日程の第5、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
	ただいま議題となりました議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、

農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。

場所につきましては、議案第6号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

つぎに、日程の第6、議案第7号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。

番号1番から6番の審議を行いますので、赤澤委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。

少々お持ちください。

(赤澤良一委員 一時退席)

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第7号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番から6番についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。

利用権の設定の種類は、1番から6番まで全て賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、番号1番から6番は個人が利用権の設定等を受けるものであり14ページ別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第7号資料のとおりとなっております。

また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては2月26日を予定しております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番から6番について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長

議員長

議員長

長江係長

議長

議員

議員

議長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 少々お待ちください。 (赤澤良一委員 着席) 引き続き、事務局から番号 1 番から 6 番以外について説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました議案第 7 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番から 6 番以外についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は、7 番から 19 番が所有権移転、20 番から 25 番が賃借権設定です。
議長	(議案朗読省略) なお、番号 7 番から 17 番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり 15 ページ別添 2 調査書、18 番から 21 番は個人が利用権の設定等を受けるものであり 14 ページ別添 1 調査書、22 番から 25 番は法人が利用権の設定等を受けるものであり 16 ページ別添 3 調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	場所につきましては、議案第 7 号資料のとおりとなっております。 また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、2 月 26 日を予定 以上で説明を終わります。
委員長	ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番から 6 番以外について質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 以上をもちまして、第 2 回農業委員会総会は閉会いたします。